



ささえ合い やさしい心で まちづくり

狭山市社会福祉協議会

# 地域わくわく事業 募集

～わくわくする地域づくりをはじめませんか！～

## 募 集 期 間

平成30年6月1日（金）から8月31日（金）まで

### 1 地域わくわく事業って？

地域わくわく事業は、地域が元気になるための、地域を応援する仕組みです。  
地域の課題が解決できれば、地域が良くなるし、活動を通じて、  
地域で活動する人が育つこと、地域が元気になることが目的です。

### 2 対象事業

自治会を中心として地域の人たちが地域の課題の解決に取り組む事業

(原則として平成30年4月1日から平成31年3月31日までを実施期間とする事業)

### 3 対象団体 (次のいずれかの団体)

- (1) 地区自治会連合会
- (2) 自治会
- (3) 地区自治会連合会にて認められた団体



地域わくわく事業は、自治会などを通じて集められた「赤い羽根共同募金」を財源にしています。

#### 4 助成内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費

#### 5 提出書類

地区自治会連合会で取りまとめた上で、下記の必要書類を**狭山市社会福祉協議会（狭山市駅東口事務所）地域福祉担当**へ提出してください。

①交付申請書 ②助成申請事業概要 ③予算書 ④その他必要な書類

#### 6 審査

地区自治会連合会の範囲内にある地域（1地域）につき、総額10万円（ただし15自治会以上ある地区については5万円までの増額が可能）の範囲内で狭山市社会福祉協議会において助成金額を決定します。

<審査基準>

社会的公益性・地域の必要性・地域貢献性・実現性  
継続性が適合しているか等



#### 7 補助対象経費に関する基準

項目	内容
1 団体への継続交付年数の制限	1 団体への継続交付における数値的な年数制限は設けない。
1 団体への交付上限額	1 団体への交付上限額は年間10万円（ただし15自治会以上ある地区については5万円までの増額が可能）とします。 ※1地区当たりの助成金総額が10万円（ただし15自治会以上ある地区については5万円までの増額が可能）なので、注意してください。
備品の取扱い	必要以上に華美でない範囲で交付額を決定します。
講師謝礼の助成上限額	助成上限額は1講師につき1回5万円とします。

以下の項目は助成対象外経費となります。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の構成員に対する食糧費（作業時の茶代を除く）
- (3) その他狭山市社会福祉協議会会長が適当でないと認めたもの

## 8 助成金交付予定時期

平成30年9月下旬頃に交付予定

## 9 平成29年度地域わくわく事業の助成実績

- (1) こども神輿購入
- (2) ふる里まつり（やぐら・テント設営撤去、音響設備設置）
- (3) 地域交流促進事業（かかし祭り参加賞、看板、ポスター印刷等）
- (4) 各自治会夏祭り（出演者謝礼金、抽選会景品、名入りうちわ等）
- (5) 夏祭り会場設営（屋台用プロパンガス、紅白幕、看板作成）
- (6) 自治会連合会のぼり旗購入
- (7) ふるさと祭りの会場設営費（やぐら、電気設備設置）
- (8) 自治会活動促進事業（自治会スピーカー、役員用Tシャツ）
- (9) 地域防犯促進事業（防犯のぼり旗）
- (10) 自治会集会所整備（縁台、防犯用センサーライト、砂利等）
- (11) 交通安全・地域防災秋祭り（景品、機材音響借上げ、てぬぐい制作）
- (12) 自治会周辺の平地林の保全（刈払機購入、燃料費等）

その他詳細は、下記へお問い合わせください。



問い合わせ先 狭山市社会福祉協議会（狭山市駅東口事務所）  
地域福祉担当：丸山  
〒350-1306 狭山市富士見1-1-11  
TEL 04-2956-7665